

主管 佼成育子園	名称 延長保育実施要綱	記 番 号
		施行 平 17.4.1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、宗教法人立正佼成会附属佼成育子園園則第 3 章第 9 条に基づく延長保育の実施ならびに費用（以下「徴収金」という）の徴収に関し必要な事項を定め、もって保育事務の適正、かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(実施基準)

第 2 条 延長保育の実施は、児童の保護者が別表 1 に定める延長保育の実施基準のいずれかに該当し、かつ同居の親族の者が、延長保育実施時間内に当該児童の保育にあたれない場合に行うものとする。

第 2 章 選考会議

(選考会議の設置)

第 3 条 園長は、延長保育の実施を適正、かつ公正に決定するために、延長保育決定選考会議（以下「選考会議」という）を設置する。

2 選考会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 延長保育の実施基準に基づく指数（以下「指数」という）を総合的に審議すること。
- (2) 指数に基づき、指数の高い順に延長保育実施の順位を決定すること。

3 選考会議は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- (1) 園 長
- (2) 事務長
- (3) 保育主任
- (4) 保育士（委員会制度）
- (5) 事務担当者
- (6) その他園長が必要と認める職員

4 選考会議は園長が必要と認めるとき随時開催することができるものとする。

5 選考会議は園長が召集し、主宰する。

第 3 章 延長保育の申込み及び却下

(延長保育の申込み)

第 4 条 保育所に入園している児童又は入園が内定している児童を監護する者（以下「保護者」という）のうち延長保育を希望するものは、延長保育申込書（延長 1 号様式）に延長保育家庭状況表（延長 2 号様式）その他必要な書類を添付して、園長に申込みをしなければならない。

2 園長は、前項に規程する延長保育申込書を受理したときは、選考会議を招集しなければならない。

(延長保育申込みの却下)

第5条 園長は、延長保育申込書及びその他の書類を基に状況調査をした結果、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申込みを却下するものとする。

- (1) 延長保育の実施基準に該当しないとき。
- (2) 延長保育の実施基準には該当するが、延長保育の定員に欠員がないとき。

2 園長は、延長保育申込みを却下したときは、延長保育決定通知書（延長3号様式）により、速やかに当該申込者に通知しなければならない。

(延長保育申込みの特例)

第6条 前条第1項の規程により却下した延長保育申込みは、当該申込みの日から6ヵ月（申込みが月の途中であるときは、6ヵ月に達した月の末日まで）これを有効なものとする。

2 園長は、延長保育に欠員が生じたときは、延長保育が実施されるまで、前項の規程による延長保育申込みを繰り返し審議することができる。

第4章 延長保育実施の決定

(申込みの順位)

第7条 延長保育実施の順位は、指数の高い順に決定するものとする。ただし、指数の同じ児童が2人以上いるときは、各号に掲げる事項を総合的に勘案して延長保育実施の順位を決定するものとする。

- (1) 児童の置かれている状況
- (2) 同居又は近隣に居住する親族の状況
- (3) 世帯の経済状況

(延長保育の実施期間)

第8条 延長保育の実施の期間（以下「実施期間」という）は、延長保育の実施基準に定める期間の範囲内において保護者が希望する期間のうち、園長が必要と認める期間とする。

2 保護者は延長保育の実施要件が変更し、延長保育の実施期間に変更が生じたときは、延長保育実施変更届（延長4号様式）により届け出なければならない。

(延長保育実施の決定)

第9条 延長保育の実施は、園長が選考会議に諮り決定するものとする。

2 園長は、延長保育実施の決定をしたときは、延長保育決定通知書（延長3号様式）により該当保護者あてに通知しなければならない。

(延長保育実施の開始日)

第10条 延長保育実施の開始日は、選考会議において延長保育実施の決定した日の翌月1日より行うこととする。

2 前項の規程にかかわらず園長が必要と認めた場合は延長保育を開始することができることとする。

(延長保育の取り消し)

第11条 園長は、第9条第2項の規程による延長保育実施決定の通知した日から延長保

育実施の開始日までの間において、延長保育実施を決定した児童が次の各号の一に該当すると認められるときは、延長保育実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 延長保育実施基準の条件事由が消滅したとき。
 - (2) 保護者から延長保育実施辞退の意思表示があったとき。
 - (3) その他、延長が特に取り消す必要があると認めたとき。
- 2 園長は、延長保育実施を取り消したときは、当該保護者あてに通知しなければならない。

(延長保育実施の解除)

第12条 園長は、延長保育実施児童が次の各号の一に該当すると認められる時は、延長保育実施を解除することができる。

- (1) 延長保育実施期間が満了したとき。
 - (2) 延長保育実施基準の条件事由が消滅したとき。
 - (3) 保護者から延長保育実施辞退の意思表示があったとき。
 - (4) その他、園長が特に解除する必要があると認めたとき。
- 2 園長は、延長保育実施を解除したときは、当該保護者あてに通知しなければならない。

第5章 徴収金

(徴収金の額)



(徴収金の額および納入方法)

第13条 延長保育の徴収金の額は、延長保育付加保育料金表（別表2）により算定した額とする。

- 2 階層区分及び年齢区分の認定は市区町村が認定した区分とする。
- 3 延長保育付加保育料金表（別表2）の金額は、保育単価を基準として変更することができる。

4 徴収金は現金で納入する。

(徴収金の徴収時期)

第14条 徴収金は、延長保育実施の最初の日が、月の初日であるときは当月分から徴収し、月途中であるときは日割り計算にて徴収金を算定し徴収する。

- 2 前項の日割り計算における徴収金の算出方法は認定徴収額を25日（1ヵ月とみなす）で除したものに小数点以下は切り捨てて1日の単価を算出し、実利用日数を乗じたものを徴収する
- 3 徴収金は延長保育実施解除の日が月の途中であるときは、当月分を徴収する。

(徴収金の変更)

第15条 延長保育実施児童の徴収金額の変更は、市区町村から階層区分及び年齢区分変更の認定があったとき行うものとする。

(徴収金の更正及び還付)

第16条 徴収金の更正及び還付は、市区町村から更正及び還付の認定があったとき行うものとする。

- 2 更正及び還付の額の遡及調整は当該保護者の居住する市区町村と協議の上、その指導により行うこととする。

(徴収金の期限)

第17条 徴収金の納期限は、毎月末とする。ただし、これによりがたいときは、別に納期限を定めることができる。

第6章 雑 則

(その他)

第18条 この規程に定めるものの他、必要な事項は関係機関と協議の上、園長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正された規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表及び様式書類

別表1 延長保育実施基準

別表2 延長保育付加保育料金表

延長1号様式 延長保育申込書

延長2号様式 延長保育決定通知書

延長3号様式 延長保育辞退届

